

共同研究に寄せて

所 管：会計学研究所

研究期間：平成25年度～平成26年度

研究テーマ：諸外国におけるIFRS導入とわが国における税務・会計制度の一体改革

研究代表者：林 健治（本学教授）

研究分担者：平野 嘉秋（本学教授）、村田 英治（本学教授）、林 徳順（徳山大学講師）

研究の目的・概要

本共同研究の目的は、欧米およびアジア諸国（韓国・台湾など）におけるIFRS導入の現状を調査・分析し、わが国における税務・会計制度の一体改革に資する提案を行うことである。本共同研究において、上記をテーマとして選択したのは、我が国におけるIFRS導入は、もはや既定路線とも観測されているからであり、また、IFRS導入について論議するにあたり、欧米およびアジア諸国における知見を活かし、会計制度と税制の一体改革に関する研究を行う必要があると考えたからである。

本共同研究の成果をまとめるに際し、2015年1月31日に本学で打ち合わせをし、論点を①大企業（公開企業）向けのIFRSに基づく財務報告、②中小企業向けのIFRSに基づく財務報告、③確定決算主義の維持、④特別目的事業体の連結にかかる税務・会計上の問題の四つに整理し、研究プロジェクトの構成員の専門領域に合わせて分担執筆することにした。

研究の結果

林 健治「諸外国におけるIFRS 適用規制と開示実践－台湾・韓国のIFRS アドプションをめぐって－」

IASBのボードメンバーであったPaul Pacterは、IFRS適用状況について調査した。大企業（公開企業）向けのIFRSと国内基準のコンバージェンスの進展をはかる方針を変更し、IFRSのアドプションに踏み切る国・地域が増えていることが明らかとなった。台湾、韓国も国内上場企業、金融機関に対し、IFRSの適用を義務付け、アドプションへと移行した。

小稿で、台湾・韓国のIFRSアドプションに向けてのロードマップを概観し、比較可能性の指標（CI）を用い、IFRS初度適用が台湾・韓国企業の純利益におよぼした影響を分析した。IFRS初度適用後の純利益の増減は、概ね5%程度にとどまった。

台湾・韓国企業を対象に、IFRSアドプション前後の財務報告の質の変化を検証した先行研究をレビューした。台湾企業については、価値関連性モデル、裁量的会計発生高の多寡をもって財務報告の質の変化を把握する修正ジョーンズ・モデルの検証結果は、ともにIFRSアドプション後に財務報告の質が向上したことを示唆した。しかし、韓国企業について修正ジョーンズ・モデルを適用した結果からは、財務報告の質が向上したとは推計されなかった。IFRSのアドプションに取り組んだ韓国の代表的企業を対象とした実証研究の手法とその解釈が適正であるとすれば、日本におけるIFRS アドプションも、財務報告の

質向上に必ずしも貢献しない可能性があることを示唆した。

村田 英治「IFRS導入と中小企業会計基準の将来の方向」

我が国においては、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、および企業会計基準委員会が主体となり、設置された中小企業の会計に関する指針作成検討委員会が「中小企業の会計基準に関する指針」(以下「中小指針」と略す)を公表している(最終改正は2015年)。また、中小企業の会計に関する検討会が2012年に「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小要領」と略す)を公表している。本稿では、「中小指針」と「中小要領」を、IASBが2009年に公表した「中小企業向けIFRS」(*IFRS for SMEs*)、及びアメリカ公認会計士協会(AICPA)が2013年に公表した「中小企業向け財務報告フレームワーク」(*FRF for SMEs*)と比較し、それらの特徴を浮き彫りにし、我が国の中小企業会計基準の将来の方向性を示した。

中小企業の会計基準を設定するアプローチには、大企業向け会計基準の簡素化によって会計基準を生成するトップダウン・アプローチと中小企業固有の属性を検討し、中小企業の実態に即した会計基準を生成するボトムアップ・アプローチの二つがある。前者によると、資産は原則的に時価により測定される。後者によると、資産は原則的に取得原価により測定され、時価は例外的に適用される。資産測定に関し、両アプローチは対立する。しかし、経営者が事業からの正味キャッシュ・フロー、保有資産のキャピタルゲインのいずれを期待し、当該資産に投資したかに基づき資産測定基準を規定するマネジメント・アプローチの導入が両者の接点となり、対立が解消される可能性がある。

債権者中心の中小企業は、規模・公開性等の点で、持分投資者中心の大企業とは異なることに鑑み、中小企業向けの会計基準が設定された。税制上も大企業と中小企業に区分し、コスト・ベネフィットの観点に立ち、中小企業税制の簡素化が期待される。

林 徳順「国際会計基準のアドプションと確定決算主義」

韓国の法人税法は1998年12月に改正され、税法で規定される事項を優先し、税法に定めのない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計基準」を尊重するとされた。韓国の上場会社及び金融機関は、2011年から韓国採択国際会計基準(K-IFRS)に準拠し、連結財務諸表及び個別財務諸表を作成することが強制された。確定決算主義を採用する点において日本と韓国は共通している。IFRSアドプション後、K-IFRSが韓国における「一般に公正妥当と認められる企業会計基準」の一部を構成すると解される現状において、確定決算主義の存在意義を再検討し、以下の理由から確定決算主義の廃止、企業利益計算システムと課税所得算定システムの分離が望ましいと主張している。

原則主義に依拠するIFRSは、複数の処理を容認する結果、同一取引について異なる当期純利益をもたらす可能性があり、IFRSに基づく期純利益を基礎に課税所得を算定することは合理的ではない。

米国基準とのコンバージェンスに配慮し、IFRSは改訂されるが、税収確保のためには、IFRS改訂のたびに税法を改正せざるを得ず、法的安定性が揺らぎ、予測可能性にも影響する。

課税所得の算定に際し、IFRSを準用することは、自国の課税規定制定権限の一部を放棄することを意味する。課税当局がもつ税法制定権限が縮小し、自国の現状に適合する税制改革の抑制が懸念される。

IFRSのメインユーザーは株主で、貸借対照表に重きを置くが、税法の主たる利害関係者は課税当局で、損益計算書を重視する。IFRSにおいては、資産・負債の公正価値評価を多用するが、税法上は未実現利益の計上を避け、取得原価主義を原則とし、IFRSと税法は相容れない。

平野 嘉秋「証券化スキームにおける特別目的事業体（SPE）の連結問題」

欧州証券規制当局委員会（CESR）は、日本基準は全体として国際会計基準（IAS）と同等と評価しながらも、IASとの間に重要な差異がある26項目については補完的措置を講ずることを要求した。補完的措置を求めた項目の一つに連結の範囲が含まれ、CESRは非連結の適格特別目的事業体（QSPE）を連結させた補完計算書の作成を要求した。日本基準におけるSPEの連結除外規定は、米国基準を模範とするものであり、本稿では、SPEの連結に関する日米基準の変遷を辿り、両国の基準を比較し、日本基準の改訂に関する提言を行っている。

米国エネルギー会社エンロンは、議決権の過半数を所有していないSPEを意図的に連結対象から外し、多額の負債・損失の計上を免れた。エンロンの粉飾決算をきっかけに、SPEに対する連結基準の整備が着手された。米国FIN46において、変動持分（事業体の純資産の公正価値変動に伴い変化する契約、所有権、あるいはその他金銭による持分）に応じ、支配力を判定し、変動持分を過半数以上有する主な受益者が、変動持分事業体（VIE）たる要件を満たすSPEを連結すべきと規定した。日本基準においても、VIE概念を導入し、実質支配力基準に基づく連結要否の判断を補完すべきである。

日本基準では、法人格のない組合は、会社に準ずる事業体に該当するが、信託は会社に準ずる事業体に該当しないと解される。平成19年度の税制改正により信託に対する課税は、①受益者等課税信託、②集団投資信託、③法人課税信託、④退職年金等信託、⑤特定公益信託等に区分され、それぞれの課税関係が明確にされた。信託が会社に準ずる事業体に該当しないという考え方は、現状に即していない。会社に準ずる事業体（組合、信託）の連結上の取扱いについては、現状を踏まえ、見直す必要がある。

特別目的会社に流動化対象資産を譲渡した場合、連結財務諸表に当該譲渡資産が引き続き計上されるかどうかは、譲渡対象資産の消滅の認識、当該特別目的会社を連結の範囲に含めるか否かの判断に依存する。譲渡対象資産が金融資産である場合は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における財務構成要素アプローチが、譲渡対象資産が不動産である場合は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」に基づき、リスク・経済価値アプローチが採用される。

米国SFAS140号は、金融資産の譲渡取引によって、当初は1つであった金融資産を複数の金融商品に分割することを認め、分割された金融商品を単位とし、支配の有無により会計処理を決定する財務構成要素アプローチを採用している。日本基準の流動化スキームは、米国基準をモデルとしたものであり、譲渡対象資産は極めて金融商品に近い性格を有し、金融資産と不動産を区別し、異なるアプローチを採用する必要性はないと思料される。